

2024年7月25日  
日本郵便株式会社

## 業務区分別収支（2023年度）

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 千田 哲也）は、本日、2023年度の業務区分別収支を総務大臣に提出いたしました。

業務区分別収支は、日本郵便株式会社法（以下「法」といいます。）第14条の規定に基づき、「郵便業務等」、「銀行窓口業務等」、「保険窓口業務等」および「その他」の区分ごとの収支の状況を明らかにするものです（概要は、別紙をご覧ください。）。

○ 2023年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：億円）

| 業務の区分        | 営業収益   | 営業費用   | 営業損益  |
|--------------|--------|--------|-------|
| 第一号（郵便業務等）   | 12,183 | 13,133 | ▲951  |
| 第二号（銀行窓口業務等） | 4,802  | 5,072  | ▲270  |
| 第三号（保険窓口業務等） | 1,720  | 1,642  | 78    |
| 第四号（その他）     | 8,509  | 7,403  | 1,106 |
| 合計           | 27,213 | 27,250 | ▲37   |

注1 業務区分別収支は、法第18条の規定に基づき公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

（参考）

- ・ 第一号（郵便業務等）とは、法第14条第1号に規定する業務（郵便の業務、印紙の売りさばき業務及びお年玉付郵便葉書等の発行の業務並びにこれらに附帯する業務）です。
- ・ 第二号（銀行窓口業務等）とは、法第14条第2号に規定する業務（銀行窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第三号（保険窓口業務等）とは、法第14条第3号に規定する業務（保険窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第四号（その他）とは、法第14条第4号に規定する業務（荷物、不動産及び物販等の業務）です。

以上

## 【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

＜電話番号＞

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（有料）

※ガイダンスが流れますので「\*」のあとに「4」を選択して下さい。

＜受付時間＞ 平日 9:00～19:00

土・日・休日 9:00～17:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。